

尾道市工事成績評定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、尾道市が発注する請負工事の成績評定(以下「評定」という。)に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定は、請負代金額が500万円以上の請負工事について行うものとする。ただし、次に掲げる工事については、評定を行わないことができるものとする。

- (1) 崩落土等の除去若しくは土のう等の設置による応急工事又は陥没等の修繕による緊急工事
- (2) 引渡しを受ける目的物がない工事
- (3) 別に定める工事

(評定の内容)

第3条 評定は、次の考査項目ごとに、加減点方式により行うものとする。

考査項目	細別
1 施工体制	①施工体制一般②配置技術者
2 施工状況	①施工管理②工程管理③安全対策④対外関係
3 出来形及び出来栄え	①出来形②品質③出来栄え
4 工事特性	
5 創意工夫	
6 社会性等	
7 法令遵守等	①法令遵守等②評価内容の担保 (総合評価方式による発注の場合)

(評定者)

第4条 しゅん工検査において工事成績の評定を行う者(以下「評定者」という。)は、検査員(尾道市建設工事検査規程(平成23年訓令第15号。以下「検査規程」という。)第3条第3項又は第4項の規定により当該検査を行う職員をいう。以下同じ。)、総括監督員(尾道市建設工事監督規程(平成24年訓令第1号。以下「監督規程」という。)第7条第1号の規定により当該工事の監督業務のうち総括業務を行う職員をいう。以下同じ。)及び主任監督員(監督規定第7条第2号の規定に

より当該工事の監督業務のうち主任業務を行う職員をいう。以下同じ。)とする。

2 中間検査における評定者は、検査員とする。

(評定の方法)

第5条 しゅん工検査及び中間検査における評定は、別に定める尾道市工事成績評定基準、(土木工事)・(建築工事)(以下「評定基準」という。)に基づき、別記様式第1号の工事成績評定表(以下「評定表」という。)及び別記様式第1-2号の細目別評定点採点表(以下「採点表」という。)により行う。

2 しゅん工検査における総括監督員及び主任監督員である評定者は、検査員の評定に先立って評定を行うものとする。

3 検査員である評定者は、中間検査において評定を行う場合は、当該工事の監督員から施工体制及び施工状況について確認し評定する。

4 評定者は、評定基準に定める考査項目別運用表(以下「運用表」という。)の各欄に「その他」とある場合は、当該工事の特性を考慮し、他の事項と同程度のものを追加することができるものとする。

(評定結果の提出)

第6条 検査員である評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく市長に評定表、採点表及び運用表を検査調書に付して提出するものとする。

(評定結果の通知)

第7条 市長は、しゅん工検査終了後に、評定の結果を工事成績評定通知書(別記様式第2号)により当該工事の受注者に通知するものとする。

2 評定結果を通知した後、評定を修正する必要があると認められる場合は、評定を修正し、その結果を受注者に通知するものとする。

(説明請求等)

第8条 前条の規定による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、工事成績評定に関する説明依頼書(別記様式第3号)により市長に対して評定の内容について説明を求めることができる。

2 市長は、前項による説明を求められたときは、工事成績評定に関する照会事項について(別記様式第4号)により回答するものとする。

付 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成23年10月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成25年1月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成30年9月4日から施行する。

付 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和6年6月1日から施行する。

工 事 成 績 評 定 表

工 事 名		請負代金額																																			
受 注 者 名																																					
考 査 項 目		主任監督員 R05.12.8					総括監督員 R05.12.8					検査員（中間）第1回 R05.12.8					検査員（中間）第2回 R05.12.9					検査員（完成） R05.12.10															
		氏名					氏名					氏名					氏名					氏名															
項目	細別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e			
1. 施工体制	I. 施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10.0																															
	II. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10.0																															
2. 施工状況	I. 施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10.0								+5.0		+2.5		0	-7.5	-15.0	+5.0		+2.5		0	-7.5	-15.0	+5.0		+2.5		0	-7.5	-15.0			
	II. 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10.0	+2.0		+1.0		0	-7.5	-15.0																								
	III. 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10.0	+3.0		+1.5		0	-7.5	-15.0																								
	IV. 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																															
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0								+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10.0	-20.0	+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10.0	-20.0	+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10.0	-20.0			
	II. 品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0								+15.0	+12.0	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25.0	+15.0	+12.0	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25.0	+15.0	+12.0	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25.0			
	III. 出来栄え													+5.0		+2.5		0	-5.0		+5.0		+2.5		0	-5.0		+5.0		+2.5		0	-5.0				
4. 工事特性	I. 施工条件への対応※2	+20.0～0																																			
5. 創意工夫	I. 創意工夫※3	+7.0～0																																			
6. 社会性等	I. 地域への貢献等						+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0																										
加減点合計（1+2+3+4+5+6）		+ . . . 点					+ . . . 点					+ . . . 点					+ . . . 点					+ . . . 点															
評定点（65±加減点合計）※1		① . . . 点					② . . . 点					③ . . . 点					④ . . . 点					④ . . . 点															
評定点計		. . . 点					・ 中間検査があった場合：①×0.4+②×0.2+(③の平均)×0.2+④×0.2 ・ 中間検査が無かった場合：①×0.4+②×0.2+④×0.4																														
7. 法令遵守等	I. 法令遵守等	. . . 点																																			
	II. 評価内容の担保	. . . 点																																			
評定点合計（7-8）		. . . 点（四捨五入により整数とする）																																			
所見※5		(主任監督員)										(総括監督員)										(検査員)															

※1 各評定点（①～④）は、小数点第1位まで記入。
 ※2 工事特性は、当該工事の難易の高い条件（構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保）に対して適切に対応したことを評価する項目である。評価に際しては、主任監督員からの報告を受けて総括監督員が評価するものとする。
 ※3 創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目である。
 ※4 4、5、6は、加點評価のみとする。また、法令遵守等は減點評価のみとする。
 ※5 所見は特記事項のある場合に記載する。
 ※6 主任監督員の考査項目（細別）のうち、「I. 出来形」、「II. 品質」については、検査員が評価するものとする。
 ※7 各考査項目ごとの採点は、尾道市工事成績評定基準により、主任監督員は別紙-1、総括監督員は別紙-2、検査員は別紙-3によるものとする。

細目別評定点採点表

工事名：

考 査 項 目	細 別	①主任監督員	②総括監督員	③検査員（中間1）	③検査員（中間2）	②検査員（完成）	細目別評定点	得点割合
1. 施工体制	I. 施工体制一般	×0.4+2.9= 点					3.3点	
	II. 配置技術者	×0.4+2.9= 点					4.1点	
2. 施工状況	I. 施工管理	×0.4+2.9= 点		×0.4+6.5= 点	×0.4+6.5= 点	×0.4+6.5= 点	13.0点	
	II. 工程管理	×0.4+2.9= 点	×0.2+3.2= 点				8.1点	
	III. 安全対策	×0.4+2.9= 点	×0.2+3.3= 点				8.8点	
	IV. 対外関係	×0.4+2.9= 点					3.7点	
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	×0.4+2.8= 点		×0.4+6.5= 点	×0.4+6.5= 点	×0.4+6.5= 点	14.9点	
	II. 品質	×0.4+2.9= 点		×0.4+6.5= 点	×0.4+6.5= 点	×0.4+6.5= 点	17.4点	
	III. 出来ばえ			×0.4+6.5= 点	×0.4+6.5= 点	×0.4+6.5= 点	8.5点	
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応		×0.2+3.3= 点				7.3点	
5. 創意工夫	I. 創意工夫	×0.4+2.9= 点					5.7点	
6. 社会性等	I. 地域への貢献等		×0.2+3.2= 点				5.2点	
7. 法令遵守等	I. 法令遵守等		×1.0= 点				点	
	II. 評価内容の担保		×1.0= 点				点	
							100.0点	

※ 中間検査があった場合 ①+②（③の平均）×0.5+④×0.5 = 細目別評定点

中間検査が無かった場合 ①+②+④ = 細目別評定点

※ 得点割合は、細目別評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。

※ 端数処理の関係で、評定点合計と項目別評定点の計が異なる場合がある。

別記様式第2号(第7条関係)

年 月 日

工事成績評定通知書

(受注者)

所在地

称号又は名称

代表者名 様

尾道市長



(検査担当)

貴社が受注した工事について、尾道市工事成績評定要領に基づき評定をした結果を通知します。

1 工 事 名

2 工 期 年 月 日 ~ 年 月 日

3 完成検査年月日 年 月 日

4 評 定 結 果 評定点 点

なお、評定の結果についての詳細説明を求めるときは、この書面を受け取った日から14日(休日を含む。)以内に、尾道市工事成績評定要領別記様式第3号に必要事項を記載し、説明を求めることができます。

説明は、書面の郵送をもって行います。

項目別評定点

評価項目	細目	評定点 / 満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	/ 3.3 点
	II. 配置技術者	/ 4.1 点
2. 施工状況	I. 施工管理	/ 13.0 点
	II. 工程管理	/ 8.1 点
	III. 安全対策	/ 8.8 点
	IV. 対外関係	/ 3.7 点
3. 出来形及び出来栄え	I. 出来形	/ 14.9 点
	II. 品質	/ 17.4 点
	III. 出来栄え	/ 8.5 点
4. 工事特性	I. 施工条件への対応	/ 7.3 点
5. 創意工夫	I. 創意工夫	/ 5.7 点
6. 社会性等	I. 3地域への貢献等	/ 5.2 点
7. 法令遵守等	I. 法令遵守等	
	II. 評価内容の担保	
評定点合計		/ 100 点

※各項目の評定点は、四捨五入により少数1位までとしている。

※端数処理の関係で、評定点合計と項目別評定点の計が異なる場合がある。

様式第3号(第8条関係)

年 月 日

尾道市長 様

(受注者)
所在地
称号又は名称
代表者名

工事成績評定に関する説明依頼書

年 月 日付けで通知のあった次の工事成績について、次のとおり説明を求めます。

工 事 名	
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
完成検査年月日	年 月 日
説明を求める内容	

様式第4号(第8条関係)

年 月 日

(受注者)

所在地

称号又は名称

代表者名 様

尾道市長



工事成績評定に関する照会事項について(回答)

年 月 日付けで依頼のありました事項について、次のとおり回答します。

工 事 名	
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
完成検査年月日	年 月 日
説明を求められた 内 容	
回 答	